

# 令和7年度 生活のきまり (校則)

## 1. 朝の時間帯について

- (1) 8時25分までに校門を通過し、8時30分までに教室に入らなければ遅刻となる。
- (2) 8時25分のチャイムで、教室に来た人から読書を始める。
- (3) 1限の授業が自教室以外の場合は、8時40～45分の間に移動する。

## 2. 昼食・昼休みの時間帯について

- (1) 昼食時間は4限終了後から15分間とし、自教室で昼食をとる。その後、20分間昼休みとなるため、教室外出ても良い。
- (2) 教室のテレビは使用しない。
- (3) 昼食時の座席は、原則として自分の座席で食べる。

## 3. 終業の時間帯について (終学活)

- (1) 6限終了後10分間を終学活の時間とする。
- (2) 他のクラスへの妨げをしないように、終わりのチャイムまでは教室外に出ない。

## 4. 下校について

- (1) 校門を出たら必ず路側帯を通行し、交通ルールをしっかりと守り速やかに下校する。
- (2) 下校時間が過ぎてから、校門外でミーティングや活動等はしない。
- (3) 部活動のない人は特別な場合を除いて、清掃終了後速やかに下校する。

## 5. 服装について

- (1) 服装は学校指定のブレザー、ズボン、スカート、長袖シャツ、半袖シャツとし、体育の授業は指定の体操服を着用する。

- ・スカートは、ひざ程度の長さにする。
- ・行事や部活動などで指示があった場合は、指示通りの服装で登下校する。例：体操服で登下校

- (2) セーター、カーディガン、ベスト（ブレザーの下に着用するもの）

- ・黒色か紺色。ワンポイント可。トレーナー、パーカーは着用しない。
- ・セーター、カーディガン、ベストを着用する際、登下校時は必ずブレザーを着用する。

- (3) 防寒・防暑

- ・手袋、マフラー、防寒着、帽子等については原則、登下校に着用する。
- ・タイツを着用しても良い。体育時の着用については、保健体育課教員からの指示がある。
- ・年間を通して、夏冬服移行期間・衣替えを廃止し、各自服装の調整を行う。
- ・年間を通して、防寒着の着用についても各自調整をする。ただし防寒着はブレザーの上に着用する。

- (4) 靴

- ・運動に適した靴を着用する。
- ・グラウンドは外靴、体育館は室内シューズ、校舎内はスクールシューズ（上靴）の3足制とする。
- ・室内シューズは部活動で使用するものと併用可。

## 6. 頭髪について

- (1) 髪どめをする場合は、必要以上の装飾をしない。ゴム（黒・紺・茶）またはピン（黒・紺・茶）とする。
- (2) パーマ、整髪料、染毛、脱色等はしない。
- (3) 化粧やマニキュアをしたり、ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品をつけない。